

## 様式 2

### 令和2年度 第1回安曇野市国民健康保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 安曇野市国民健康保険運営協議会
- 2 日 時 令和2年7月30日 午後1時30分から午後2時05分まで
- 3 会 場 市役所本庁舎 3階 全員協議会室
- 4 出席者 古澤委員・有賀委員・東本委員・一志委員・三沢委員・中野委員・古川委員  
丸山委員・藤松委員・徳竹委員・高橋委員・宮下委員・中島委員  
(欠席 中村委員・山本委員・布山委員)
- 5 市側出席者 高橋部長・上條課長・丸山補佐・保科補佐・飯田係長・丸山主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 報道 1人
- 8 会議概要作成年月日 令和2年8月6日

### 協 議 事 項 等

#### 会議の概要

1. 開会 (上條課長)
2. 会長あいさつ (藤松会長)
3. 保健医療部長あいさつ (高橋部長)
4. 新任事務局職員自己紹介
5. 協議・報告事項
  - (1) 議事録署名人の指名 (有賀委員・中野委員)
  - (2) 報告事項
    - ① 「安曇野市国民健康保険税条例の一部改正について」  
制度改正に伴い国民健康保険税限度額及び軽減判定所得の見直しを行った。
    - ② 「令和元年度安曇野市国民健康保険事業報告について」  
資料に沿い、被保険者加入状況、経理状況、国民健康保険税の状況、保健事業実績について。
    - ③ 「新型コロナウイルス感染症対応について」  
感染症り患者等に対する傷病手当金支給制度、感染症流行の影響による収入減世帯への国保税減免制度の創設、集団健診から個別健診への切替えについて
  - その他 (前回運営協議会での質疑に対する補足説明)  
第三者行為求償について、制度概要、申請件数・収入額の推移について
- (3) その他
  - 報 告  
安曇野市健康づくり推進協議会委員の推薦について  
慣例により、会長を推薦し、委員を委嘱されていることを報告
  - 質 疑  
(委員) 健康ポイントの付与対象の拡大について。  
(事務局) 健康ポイント事業の対象者は国保加入者である。財源等課題もあるが何に他大してポイント付与を行うのか検討の余地はあるため、ご意見として承る。

## 協 議 事 項 等

(委員) コロナリ患者等への傷病手当金について、濃厚接触者も支給対象となるのか。

(事務局) 基準上は、医師の診断により、り患またはその疑いがあるためによる休業が対象だが、医療機関の受診が困難なケースも想定されることから、事業主等に状況を確認しながら支給対象となるかを確認することとなると思われる。

その他質疑なし

5. 閉会（藤松会長）

※会議概要は、原則として公開します。会議終了後、2週間以内に作成しホームページへ掲載すると共に閲覧に供してください。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

## 安曇野市国民健康保険運営協議会 会議次第

令和2年7月30日午後1時30分～  
安曇野市役所本庁舎3階 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 保健医療部長あいさつ

4 (新任) 事務局職員自己紹介

5 協議・審議事項

(1) 議事録署名人の任命

・ ..... ・

(2) 報告事項

① 安曇野市国民健康保険税条例の一部改正について

「資料1」 p 1～3

② 令和元年度安曇野市国民健康保険事業報告

「資料2」 p 5～15

③ 新型コロナウイルス感染症対応について

「資料3」 p 17～23

(3) その他

5 閉 会

# 会 議 資 料

令和2年7月30日（木）

安曇野市国民健康保険運営協議会

## 目 次

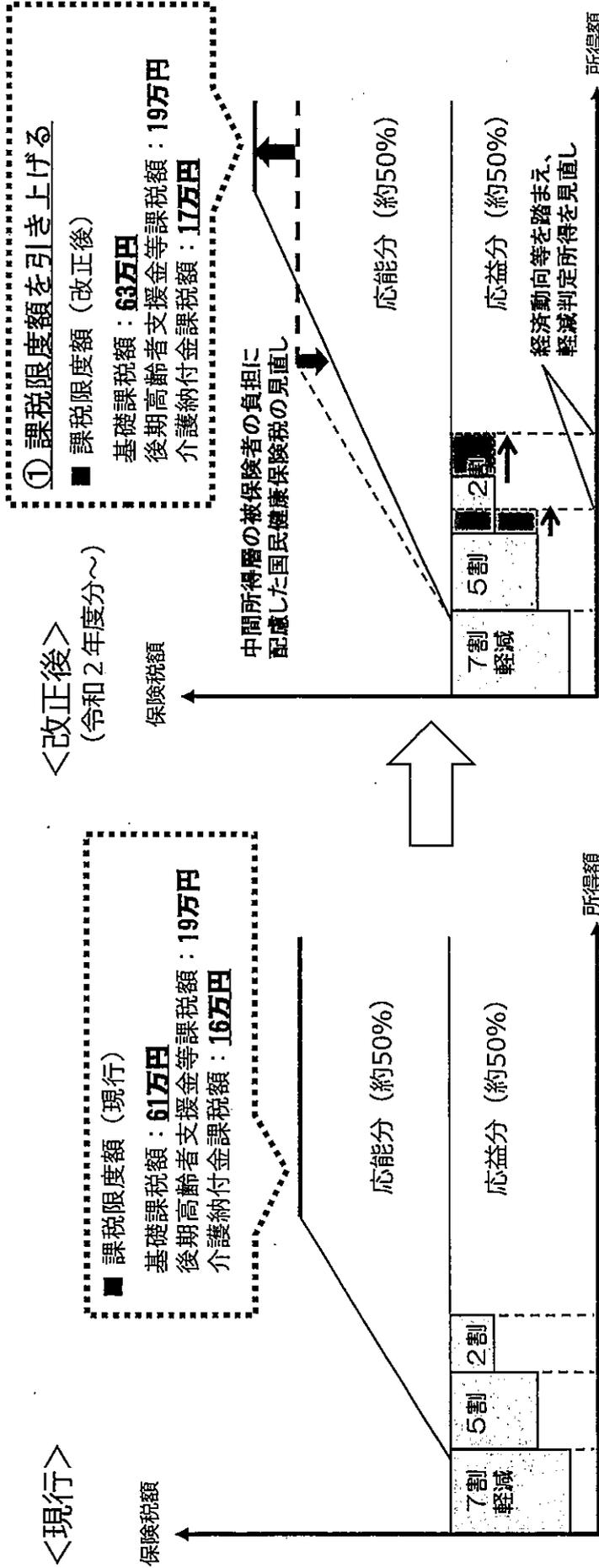
### 報告事項について

- |     |                        |       |       |    |
|-----|------------------------|-------|-------|----|
| 1   | 安曇野市国民健康保険税条例の一部改正について | 【資料1】 | …………… | 1  |
| 2   | 令和元年度安曇野市国民健康保険事業報告    | 【資料2】 | …………… | 5  |
| 3   | 新型コロナウイルス感染症対応について     | 【資料3】 | …………… | 17 |
| その他 | 第三者行為求償事務について          | 【その他】 | …………… | 24 |

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し(案)

## 改正内容

令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引き上げ及び②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。



■ 軽減判定所得 (現行)  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋28万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)  
 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋51万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

■ 軽減判定所得 (改正後)  
 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋28.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)  
 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

① 課税限度額を引き上げる

■ 課税限度額 (改正後)  
 基礎課税額：63万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：17万円

② 5割軽減・2割軽減の基準額を見直す

■ 軽減判定所得 (改正後)  
 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋28.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)  
 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)  
 ＋52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>

改正後

改正前

11～9 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合は、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第34条第4項」とあり、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第34条第4項」とあり、前項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」とする。

12～21 (略)

1～9 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合は、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第34条第4項」とあり、前項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」とする。

12～21 (略)

このページは空白です。

## 令和元年度安曇野市国民健康保険事業報告

## 1 事業概要

(1) 被保険者数は20,758人で、前年度と比較して689人減少しました。世帯数も前年度と比較して255世帯減少しています。市全体の世帯数に対する加入割合は32.8%で前年度と比較して、やや減少しています。

(2) 財政面の歳入については、国民健康保険税の賦課方法を変更しました。資産割を廃止し、それに伴い所得割の税率の改正を行いました。その結果、現年度調定額が約3,700万円増加し、税収も約4,850万円の増収となりました。

国民健康保険税の現年度分収納率は97.22%で、平成30年度の96.58%を0.64ポイント上回りました。上昇した理由としては、これまで年9回であった納期を年12回に増やし、1回あたりの納付額の負担を軽減させ、納税者が納付しやすい方法に改めたことによるものと考えています。また、収納課との連携による滞納者への適切な対応とともに、法改正により軽減範囲が拡大されたことも、収納率が向上した一因ではないかと考えています。

歳出については、一般被保険者の保険給付費が前年度比-3.0%の伸びとなりました。平成31年度当初の見込みでは、前年度比でほぼ横這いの伸びを予測していましたが、伸び率の実績が予測よりも低かったことから、国民健康保険支払準備基金からの取崩し額は281,524,426円、年度末基金残高は500,748,109円となりました。

## 2 加入状況

上段：対象人数 下段：構成比

	国 保 加 入 者					加入割合		国保1世帯当たり被保険者数
	世帯数	被 保 険 者 数			世帯数	被保険者数		
		総 数	一 般	退 職 者				
				被保険者	被扶養者			
2年3月末	13,140 世帯	20,758人	20,756人	2人	0人	32.8%	21.3%	1.6人
		100.0%	100.00%	0.00%	0.00%			
31年3月末	13,395 世帯	21,447人	21,382人	59人	6人	33.6%	22.0%	1.6人
		100.0%	99.70%	0.30%	0.00%			
増 減	△255 世帯	△689人	△626人	△57人	△6人	△0.8%	△0.7%	0人

※ 一般（一般被保険者）、退職者（退職被保険者）

### 3 経理状況

歳入総額10,234,793,083円、歳出総額10,166,506,099円となり、収支差引額は68,286,984円です。

### 4 歳入状況

#### (1) 歳入内訳

(単位:円、%)

区 分	保険税	県支出金	繰入金	繰越金	その他の収入	合 計
令和元年度	2,017,160,335	7,029,366,664	987,571,989	92,752,610	107,941,485	10,234,793,083
平成30年度	1,970,930,458	7,227,850,593	811,003,688	293,933,363	48,353,038	10,352,071,140
増 減	46,229,877	△198,483,929	176,568,301	△201,180,753	59,588,447	△117,278,057
伸び率	102.3	97.3	121.8	31.6	223.2	98.9
構成比	19.7	68.7	9.6	0.9	1.1	100.0

一般会計からの繰入金は657,571,989円で、内訳は次の表のとおりです。

区 分	R元決算額 (円)
保 険 基 盤 安 定 分	499,984,783
出 産 一 時 金 分	18,141,660
財 政 安 定 化 支 援 事 業	60,846,693
事 務 費 分	49,687,000
精 神 給 付 金 分	19,737,161
後 期 高 齢 者 健 診	7,629,840
地 単 事 業 減 額 調 整 分 補 填 金	1,544,852
合 計	657,571,989
前 年 度 比 較 増 減	△3,431,699

5 国民健康保険税の状況

(1) 現年度分

(単位：円・%・千円)

年度	調定額 ①	収入済額 ②	不納 欠損額③	収入未済額 ①-②-③=④	収納率 ②/①	未済額の 年度比較
元	1,987,093,700	1,931,857,000	0	55,236,700	97.22	△11,534
30	1,950,079,900	1,883,309,429	0	66,770,471	96.58	△6,046
29	2,005,145,800	1,932,328,956	0	72,816,844	96.37	△3,194

※未済額の年度比較＝当該年度-前年度

(2) 滞納繰越分

(単位：円・%・千円)

年度	調定額 ①	収入済額 ②	不納 欠損額③	収入未済額 ①-②-③=④	収納率 ②/①	未済額の 年度比較
元	298,956,875	85,303,335	25,547,068	188,106,472	28.53	△48,436
30	342,739,862	87,621,029	18,575,983	236,542,850	25.56	△37,385
29	380,764,312	93,547,460	13,288,755	273,928,097	24.57	△34,288

※未済額の年度比較＝当該年度-前年度

(3) 現年度分+滞納繰越分

(単位：円・%・千円)

年度	調定額 ①	収入済額 ②	不納 欠損額③	収入未済額 ①-②-③=④	収納率 ②/①	未済額の 年度比較
元	2,286,050,575	2,017,160,335	25,547,068	243,343,172	88.24	△59,970
30	2,292,819,762	1,970,930,458	18,575,983	303,313,321	85.96	△43,432
29	2,385,910,112	2,025,876,416	13,288,755	346,744,941	84.91	△37,482

※未済額の年度比較＝当該年度-前年度

## (4) 現年度分内訳

(単位:円・%)

区 分		調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①-②-③=④	収納率 ②/①
一 般	医療分	1,291,564,619	1,257,298,916	0	34,265,703	97.35
	支援分	534,293,684	519,719,011	0	14,574,673	97.27
	介護分	159,323,008	152,967,930	0	6,355,078	96.01
	合 計	1,985,181,311	1,929,985,857	0	55,195,454	97.22
退 職	医療分	1,088,117	1,065,737	0	22,380	97.94
	支援分	473,123	463,578	0	9,545	97.98
	介護分	351,149	341,828	0	9,321	97.35
	合 計	1,912,389	1,871,143	0	41,246	97.84
合 計	医療分	1,292,652,736	1,258,364,653	0	34,288,083	97.35
	支援分	534,766,807	520,182,589	0	14,584,218	97.27
	介護分	159,674,157	153,309,758	0	6,364,399	96.01
	合 計	1,987,093,700	1,931,857,000	0	55,236,700	97.22

## (5) 滞納繰越分内訳

(単位:円・%)

区 分		調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①-②-③=④	収納率 ②/①
一 般	医療分	187,506,556	52,505,937	17,461,295	117,539,324	37.31
	支援分	70,640,567	21,736,485	4,265,081	44,639,001	36.81
	介護分	36,197,771	9,772,926	2,868,019	23,556,826	34.92
	合 計	294,344,894	84,015,348	24,594,395	185,735,151	28.54
退 職	医療分	2,890,874	709,195	536,471	1,645,208	43.09
	支援分	974,092	310,205	244,643	419,244	56.96
	介護分	747,015	268,587	171,559	306,869	58.92
	合 計	4,611,981	1,287,987	952,673	2,371,321	27.93
合 計	医療分	190,397,430	53,215,132	17,997,766	119,184,532	27.95
	支援分	71,614,659	22,046,690	4,509,724	45,058,245	30.79
	介護分	36,944,786	10,041,513	3,039,578	23,863,695	27.18
	合 計	298,956,875	85,303,335	25,547,068	188,106,472	28.53

(6) 国保税の減免・軽減の状況

① 減免の状況

令和2年3月31日現在

区分	規則第2条 該当 (災害)	規則第4条 該当 (生活保護該当)	規則第5条 該当 (生活困窮)	規則第6条 該当 (給付制限)	規則第7条 該当 (旧被扶養者)
該当件数	1件	4件	2件	5件	69件

② 軽減の状況

令和2年3月31日現在

国保加入世帯数(A)	軽減区分	世帯数(B)	被保険者数	B/A
13,140世帯	7割軽減	3,435世帯	4,526人	26.14%
被保険者数	5割軽減	2,128世帯	3,695人	16.32%
20,758人	2割軽減	1,614世帯	2,925人	12.28%

③ 倒産・解雇・雇い止め等による失業者(非自発的失業者)の軽減申請数等の状況

令和2年3月31日現在

非自発的失業者数(年間申請者数)	年度末現在の非自発的失業者数
221人(H30年度: 188人)	320人(H30年度: 333人)

(7) 滞納処分状況

悪質と判断される滞納者に対しては、税の公平性の観点から処分を行っています。

① 被保険者証の制限

令和2年3月31日現在

	短期被保険者証				資格者証明書
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	合計	
世帯数(世帯)	0	0	197	197	89
被保険者数(人)	0	0	325	325	*130(うち21)

\* (うち21) は、平成21年度 of 法律改正により、資格者証明書交付世帯の18歳未満の被保険者(18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの間を含む)には、6ヶ月の短期被保険者証が交付されています。

② 差 押 平成23年度から、国民健康保険税の滞納整理を収納課の所管とし、効果的・効率的な収納体制が取られています。

③ 分納誓約について 同上

④ 令和元年度国民健康保険税不納欠損状況

令和2年3月31日

不納欠損事由		人数(人)	総件数	金額(円)
時効 執行停止を伴わないもの		16	298	4,705,375
即時欠損 法第15条の7第5項		6	87	717,976
執行停止後3年経過 法第15条の7第4項	無財産(同条第1項1号)	15	421	9,527,769
	生活困窮(同条第1項2号)	4	92	1,026,610
	所在不明(同条第1項3号)	6	207	2,278,203
時効(執行停止3年経過前) 法第18条第1項		44	467	7,291,135
合 計		91	1,572	25,547,068

(8) 口座振替の状況

令和元年度最終納期(第12期)の口座振替は、課税世帯数12,947世帯中8,606世帯が利用しており、第12期での口座振替利用率は66.47%になっています。

また、口座振替成功率は再振替後約98.45%(104,885件/106,536件)となっており、収納率を上げるうえでの大きな役割を果たしており、今後も口座振替の勧奨に努めていきます。

6 歳出状況

(1) 歳出内訳

(単位:円、%)

区分	保険給付費				
	療養諸費			高額療養費	その他給付費
	療養給付費	療養費	審査支払手数料		
R1年度	5,976,054,605	54,443,427	19,244,850	871,991,482	50,399,651
H30年度	6,148,715,442	58,704,440	19,470,850	899,188,546	42,113,994
増減	△172,660,837	△4,261,013	△226,000	△27,197,064	8,285,657
伸び率	97.2	92.7	98.8	97.0	119.7
構成比	58.8	0.5	0.2	8.6	0.5

総務費	国民健康保険 事業費納付金	特定健診事業費 保健事業費	その他の支出	合計
33,271,446	2,857,250,274	180,889,045	122,961,319	10,166,506,099
36,178,464	2,645,837,022	177,001,214	232,108,558	10,259,318,530
△2,907,018	211,413,252	3,887,831	△109,147,239	△92,812,431
92.0	108.0	102.2	53.0	99.1
0.3	28.1	1.8	1.2	100.0

(2) 療養給付状況

1人当り費用額状況

(単位:円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)
一般	373,654	380,839	383,745
退職	346,744	357,613	317,299
全体	373,122	380,675	383,641

(3) 高額療養費の状況

区分	一般	退職者	計
件数(件)	15,364	4	15,368
保険者負担額(円)	870,088,974	909,901	870,998,875
1件あたり保険者負担額(円)	56,632	227,475	56,676

(4) 高額介護合算医療費の状況

区 分	一 般	退職者	計
件 数 (件)	46	0	46
保険者負担額 (円)	992,607	0	992,607

(5) その他の保険給付費の状況

区 分		出産育児一時金	葬祭費	精神給付金	計
令和元年度	件数 (件)	65	115	15,568	15,748
決 算	金額 (円)	27,212,490	3,450,000	19,737,161	50,399,651

(6) 高額療養費資金貸付事業

高額療養費支給予定額の8割(千円未満切捨) 0件

7 特定健康診査等実施状況

決算額 170,236,663円

(1) 事業概要

生活習慣病の発症や、重症化予防の健診として特定健診を実施しています。定期的に受診を促し、疾病の早期発見及び治療に繋げ、健康増進・医療費の抑制に繋げています。個別健診の受診形態を変更したことにより、個別健診の受診者数が安定してきました。一方、集団健診は日数を減らし、保健師が保健指導に携わる日数を増加させました。

日々、医師会との情報交換に努め健診受診率・健診指導率の向上を目指すことを目的とし、未受診者対策としては、特に若い世代の対象者へ、通知やイベントで勧奨しました。

(2) 健診実施状況 (法定報告)

(令和2.6.1現在)

	特定健康診査		後期高齢者健診	
	H30 (確定値)	R 元 (推計値)	H30 (確定値)	R 元 (推計値)
健診対象者数	15,843	15,537	15,170	15,693
集団健診	2,898	2,532	1,667	1,655
個別健診	1,105	1,008	588	655
人間ドック等	2,046	2,637	677	843
通院治療者健診	1,587	1,436		
受診者数合計	7,636	7,613	2,932	3,153
受診率	48.2%	49.0%	19.3%	20.1%

※特定健診受診率に含まれない年度末年齢75歳の方は、後期高齢者健診に集計

### (3) 精密健康診断

医療機関との直接契約による助成券方式と、受診後に対する償還払い方式の助成に加え、「オプション脳ドック」「特定健診を兼ねる脳ドック」という2種類の助成項目を選択できるよう健診内容の充実と周知を図っていることから、人間ドック等に対する助成利用者実績は年々増加し、特定健診の受診率向上に大きく寄与しています。

#### 人間ドック等に対する助成実績

	平成30年度		令和元年度	
	件数	助成額(円)	件数	助成額(円)
人間ドック	2,518	63,855,000	2,575	65,109,000
オプション脳ドック ※1	560	5,600,000	683	6,830,000
特定健診兼ねる脳ドック ※2	36	720,000	33	660,000
その他の脳ドック	30	450,000	25	361,000
合 計	3,144	70,625,000	3,316	72,960,000

助成額：1日人間ドック25,000円、1泊2日人間ドック30,000円

オプション脳ドック10,000円、特定健診を兼ねる脳ドック20,000円

その他の脳ドック15,000円

- ※1 人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合に、人間ドックの助成額に加え、脳ドック分として10,000円を追加助成する。
- ※2 医療機関によっては、脳ドック検査項目について、MRIなどの脳の検査に加え、心電図、血液検査などを同時に実施している場合があります。この検査項目に特定健診の検査項目が含まれている場合は、改めて特定健診を受診する必要が無い場合、通常の脳ドック助成額15,000円に5,000円を上乗せした20,000円を助成する。

## 8 国民健康保険運営協議会開催状況

令和元年7月30日 第1回 国民健康保険運営協議会

- 安曇野市国民健康保険税条例の一部改正について
- 平成30年度安曇野市国民健康保険事業報告について
- 令和元年度の国民健康保険税について
- 健康ポイント事業について

令和2年2月4日 第2回 国民健康保険運営協議会

- 正副会長の選出について
- 令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計予算（案）について

## 9 国民健康保険支払準備基金保有額状況

(単位:円)

	H29年度	H30年度	R元年度
基金取崩額	0	150,000,000	330,000,000
基金積立額	211,859,794	82,001,395	48,475,574
年度末基金保有額	850,271,140	782,272,535	500,748,109

## 10 今後の方向性について

### (1) 国民健康保険財政について

令和元年度において、税率の改正や賦課方法を変更したことにより、一定の税収確保ができました。

また、平成30年度から長野県へ事業運営が移管したことによる事務執行状況は、令和元年度末をもって、事業費交付金申請から精算までの過程が一巡し、滞ることなく事務執行できています。

令和2年度以降も、事業費納付金算定に係る資料提出から精算までの過程において漏れがないよう対応します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、税収の減少や医療費の支出状況等、様々な影響が予測されますが、歳入歳出のバランスに注視し、国や県からの情報をもとに、令和3年度予算の国保事業費納付金の算定等、健全な国保財政運営にあたります。

## (2) 特定健診について

生活習慣病の発症や重症化予防の健診として特定健診を実施します。定期的に受診することで、疾病の早期発見・治療に繋がり健康増進と増加する医療費の抑制を図ることを目的とし進めます。

また、受診率向上にむけ、以下のように取り組みます。

ア 特定健診の申込みがない人には、9月に再度健診希望を調査し、早目に希望する健診（個別健診・通院検査・人間ドック）の環境を整えます。

更に12月、当年度の未受診者に対し再勧奨を行う。

イ 来年度へ向け、申込みハガキにより特定健診の受診方式（個別健診・集団健診、人間ドック等）を被保険者に確認します。

ウ 楽しみながら健康管理をしていただくため、健康ポイント制度の内容を充実させたい。現在、市の保健センターで行う検診の割引券として使用できるほか、市内の農産物直売所のお買い物券として使用できるとしています。健診を受けて貯まるポイントとしているため、利用できる範囲を充実させ、それが健診受診に繋がるよう整えたい。

このページは空白です。

## 新型コロナウイルス感染症に感染等した方への傷病手当金の支給について

**新型コロナウイルス感染症に「感染」または「感染が疑われる」ため仕事を休んだことによって「給与収入」が受けられなかったときは傷病手当金の支給を受けることができます**

給与の支払いを受けている国保加入者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため勤務できず、給与を受けられなかったときに、給与（標準報酬月額最高等級を限度とする）の3分の2の額を傷病手当金として支給を受けることができます。

※対象期間は勤務できなくなった日から4日目以降の療養期間（1年6か月以内）のうち勤務を予定していた日。

※療養休暇、有給休暇など、給与が支払われている休暇は対象外。

※支給には申請が必要です。

### 傷病手当金支給申請について

申請書に保険証番号、世帯主の氏名、該当者の氏名、ご住所、振込先口座情報などをご記入いただき、以下の添付書類を添えて提出ください。

#### ○添付書類

##### ①新型コロナウイルス感染症り患等状況調書（本人記入）

###### 記載事項

新型コロナウイルス感染症の発症日、医療機関受診の有無、  
受診された医療機関、勤務することができなかった勤務先、日数など

##### ②休暇日数及び賃金支払状況等調書（勤務先記入）

###### 記載事項

勤務することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況など

##### ③療養等状況調書（医療機関記入）

###### 記載事項

療養期間や勤務不能であると認められた期間など

※申請書等は、市役所本庁舎・支所の国民健康保険担当窓口にあります。

また、当市ホームページからもダウンロードできます。

#### 傷病手当金に関する問い合わせ先

安曇野市役所 国保年金課（資格・給付担当） 電話（直通）0263-71-2029

改正後

改正前

目次

第4章 保険給付（第5条—第8条の2）

第4章 保険給付（第5条—第8条）

- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
- 第8条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができず、その受けは、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その金額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との

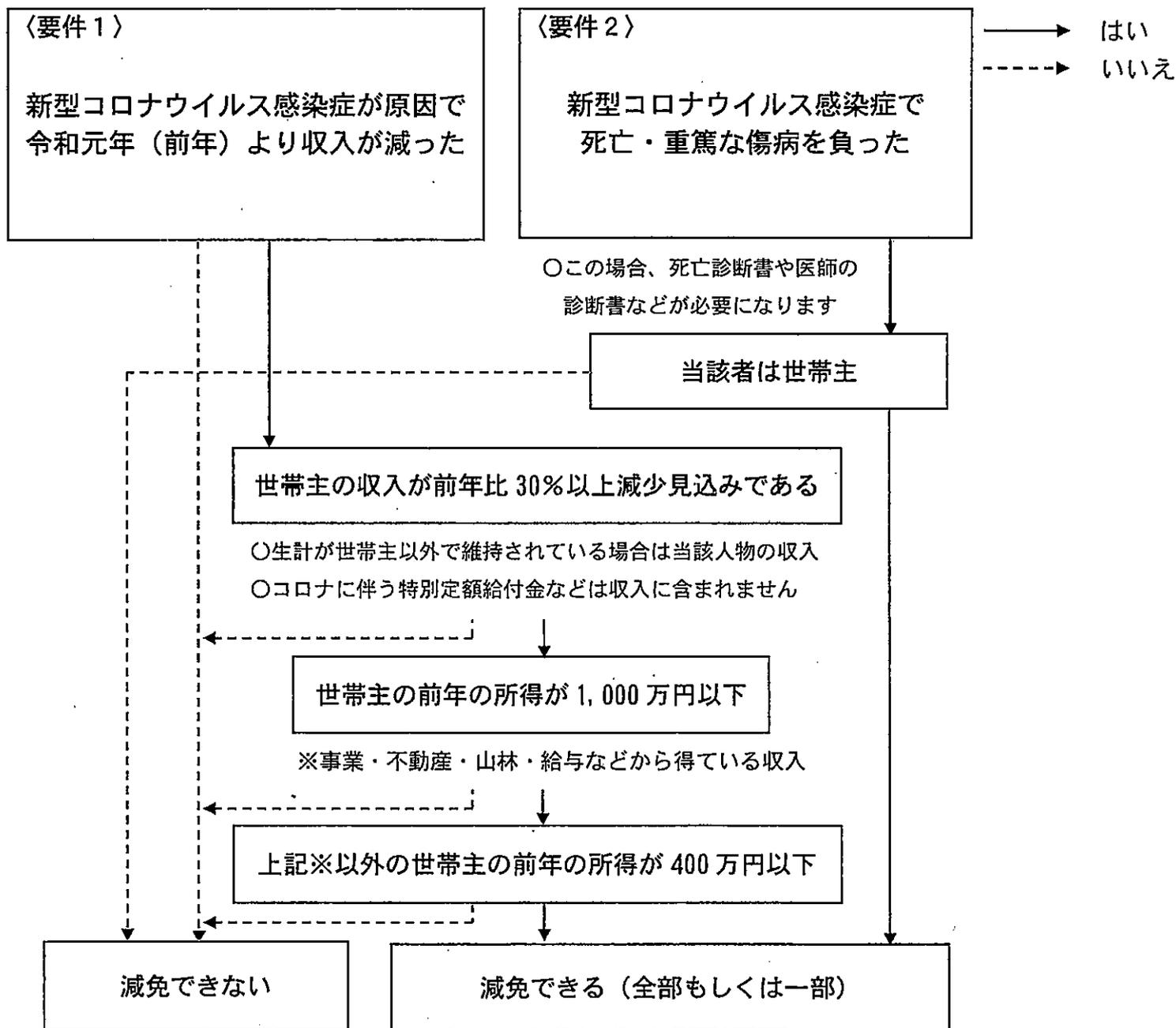
改正前	
改正後	<p>差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p>6 前項の規定により安曇野市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>

安曇野市国民健康保険規則（平成17年安曇野市規則第92号）

改正後	改正前
<p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u>  <u>第38条の2 条列第8条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）（様式第25号）を市長に提出しなければならない。</u>  <u>2 前項の申請書には、国民健康保険傷病手当金支給申請書に係る新型コロナウイルス感染症り患等状況調査書（被保険者記入用）（様式第26号）、国民健康保険傷病手当金支給申請書に係る休暇日数及び賃金支払状況等調査書（事業主記入用）（様式第27号）及び国民健康保険傷病手当金支給申請書に係る療養等状況調査書（医療機関記入用）（様式第28号）を添付しなければならない。</u>  <u>3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があつたときは、内容を審査して当該傷病手当金の支給の可否を決定し、第36条の規定に準じて通知するものとする。</u>  <u>4 前項の場合において、市長は、傷病手当金の支給を決定したときは、支給する額を確定し、申請者に当該額を交付するものとする。</u></p>	
<p><u>（第三者の行為による被害の届出）</u>  <u>第39条 省令第32条の6の規定による届出は、第三者行為による被害届（様式第29号）によるものとする。</u></p>	<p><u>（第三者の行為による被害の届出）</u>  <u>第39条 省令第32条の6の規定による届出は、第三者行為による被害届（様式第25号）によるものとする。</u></p>

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の減免について

コロナの影響で前年と比べて主たる生計維持者（世帯主）の収入の減少が見込まれる世帯は、国保税の減免が受けられる場合があります。簡易フローで確認していただき、減免に該当されると思われる方は、前年分の収入の確認できる書類をご用意して、申請手続き前に国保年金課までお問い合わせください。なお、詳細については市ホームページをご確認ください。



★会社都合等による退職で、ハローワークにより雇用保険受給資格者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当した人につきましては、別の軽減の対象になります。詳細は表面右側ページの中段をご覧ください。

国保税に関する問い合わせ先

安曇野市役所 国保年金課（賦課・後期担当） 電話（直通）0263-71-2475

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年条例第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則                      （新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例）                      22 令和3年3月31日までの間、第21条第1項第3号に規定する減免に係る申請であつて、新型コロナウイルス感染症の到来する令和元年度及び令和2年度国民健康保険税について行うものに限り、第21条第1項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。</p>	

令和 2 年 4 月 22 日

国保特定健康診査・後期高齢者健診で集団健診を申し込まれたみなさまへ

## 集団健診の中止のお知らせ

日頃は、安曇野市国民健康保険事業にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

長野県は安曇野市を含む松本圏域を「新型コロナウイルス警戒宣言」及び発生段階区分「レベル 2」対象地域としました。この発令を受け、皆様の安全を第一に考え、予定されていた本年度の集団健診を中止といたします。

集団健診を申し込まれたみなさまには集団健診と同じ内容で受診できる「個別健診」の受診券を 7 月頃に送付いたしますのでご活用ください。医療機関のリストを同封していますので、お問い合わせのうえ受診をお願いします。

特定健診には「人間ドック」のほか、定期的に通院している医療機関で受診できる「通院治療者健診（国保加入者のみ）」があります。状況に応じてご検討ください。

※これは令和 2 年 4 月 16 日現在の状況での案内です。今後さらに感染拡大するおそれがあるなど、状況が変わる場合には別途お知らせします。

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 保健医療部 国保年金課

課 長：上條 貴芳

課長補佐：保科 幸 担当：竹岡 江一

電 話：0263-71-2473 内 線：1311

令和2年2月4日開催

令和元年度第2回国保運営協議会での質疑に関する資料

◎第三者行為求償について

交通事故など、第三者(加害者)からの不法行為が原因で医療を受ける場合、損害賠償として加害者が被害者の医療費を負担するのが原則です。この場合、被保険者証は使えませんが、加害者や事故の状況などを届出いただくことで、国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に国民健康保険が負担した費用を、加害者側の過失割合に応じた請求権を代位取得する制度です。

請求にあたっては、加害者や損害保険会社などの調整を伴うことから、市では国民健康保険団体連合会と求償事務に関する委託契約を締結し、事務の効率化を図っています。

申請件数の推移	新規申請件数
平成29年度	16件
平成30年度	15件
令和元年度	17件

収入額	
平成29年度	12,580,480円
平成30年度	2,153,036円
令和元年度	7,197,203円

※収入額に関しては、事故等に起因する傷病の完治に、一定程度の期間を要することから、単年度で完結しない事案があります。